

平成28年第3回土別市議会定例会会議録（第2号）

平成28年9月13日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 2時32分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	国忠崇史君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	遠山昭二君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院副院長	三好信之君	総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	中峰寿彰君
市民部長	法邑和浩君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	藤森裕悦君	市立病院院長	加藤浩美君
教育委員会 委員長	五十嵐紀子君	教育委員会 委員長	安川登志男君

教育委員会
生涯学習部 会長

村上正俊君

農業委員会
会長

松川英一君

農業委員会
事務局 会長

金章君

監査委員

吉田博行君

監査委員
局長

竹内雅彦君

事務局出席者

議会事務局長

浅利知充君

議会事務局
議総務課 局長

岡崎浩章君

議会事務局
議総務課 主任

前畑美香君

議会事務局
議総務課 主任

粕谷幸広君

(午前10時00分開議)

○議長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(丹 正臣君) ここで、事務局長より諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(浅利知充君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。13番 遠山昭二議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長(丹 正臣君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は8名であります。

あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

3番 大西 陽議員。

○3番(大西 陽君)(登壇) おはようございます。

第3回定例会に当たり、ただいま議長の許可をいただきましたので、1番手として、通告に従いまして、一問一答方式での一般質問を行います。

質問に入る前に、7月31日から8月1日にかけての局地的な豪雨、更に8月17日の台風7号、8月20日から23日にかけての台風9号及び11号の影響によって、特に北海道、東北に大きな被害をもたらしました。この災害で犠牲となられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、壊滅的な被害を受けられた方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧を願う次第でございます。

本市においても、床上・床下浸水の家屋被害や、道路、河川、橋梁などに一部被害を受けており、更に農業被害についても深刻な状況もあります。収穫期までの推移を見ながら、再生産費確保の対策を考えなければなりません。自然災害大国と言われる我が国にあって、私たちの住むこの地域は、比較的災害が少なく、安全で安心とされてきましたが、今後は、気象変動などの状況により被害が想定される危険個所の改修を含めて、十分な備えに努めていかなければなりません。

それでは、最初の質問は、より効果的な各種農業振興施策の策定と推進についてであります。

我が国における農業の現状は、高齢化と担い手不足を要因とした農業就業人口の減少によって荒廃地が増加傾向にあり、私たちの生活にいろいろな恵みをもたらしている国土と自然環境の保全や美しい農村風景、文化の伝承など、農業・農村の多面的機能が失われつつあります。

更に、国際化などの外的要因もあって、現時点では極めて厳しい状況にあります。

農業の持続的な発展を図るためには、意欲ある全ての農業者が農業生産活動を通じて一定の所得を確保できるように、農業者の工夫と努力はもちろんのこと、国の農業政策としての水田、畑作、酪農、畜産対策などの一層の強化が不可欠であります。更に、地方自治体の役割として、国の政策を補完して、地域の実態に即した効果的な施策を展開していくことが重要であります。

国は、食料・農業・農村基本法に基づいて、中長期的に取り組むべき方針を定め、情勢変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更するとされている新たな食料・農業・農村基本計画を平成27年3月に閣議決定しております。施策の推進の基本として、農業や食品産業の成長産業化を促進する産業政策と多面的機能の維持・発揮を促進する地域政策を車の両輪と位置づけ、講ずべき施策として、食料の安定供給の確保、農村の振興、農業の持続的な発展、東日本大震災からの復旧・復興、団体の再編整備の5項目を着実に推進するとしております。

北海道においても平成28年3月に、計画期間を5カ年とした第5期北海道農業・農村振興推進計画で、農業経営体と地域農業・農村の目指す方向性を示すとともに、主要品目の生産努力目標と技術開発の展望を示し、更に、国などに対しての政策提案や制度の改善要望を行うための基本的な方向を示すものとして策定しております。

本市においても、独自の担い手対策や基幹作物振興対策、更に生産基盤の強化を図るために、国営の農地再編整備事業及び道営の農地整備事業などを積極的に導入していますが、今後、各種農業振興施策の策定の立案と推進に当たって、例えば担い手対策であれば、担い手育成にとどまらず、将来の経営者として育てるように、段階的あるいは並行して施策を展開することも必要と考えます。

また、環境の変化を意識しながら、農業者の皆さんと向き合い、さまざまな機会を通じて、今求めているもの、将来に向けて不安なことなどを把握して、農業団体及び関係機関と連携をしながら、より効果的で実効性のある農業振興施策を策定することが望ましいと思いますが、策定に至るプロセスについての考え方を伺います。

次に、本市の農業・農村活性化条例に基づいた第2期活性化計画が、平成29年度で5カ年の計画期間が終了しますので、次期計画の策定準備に当たっては、現計画の検証によって、課題解決に向けての実践の結果と成果についての分析を行い、継続する施策と新たな施策についての検討が必要だと考えます。

そこで、次期計画策定の手順と、計画期間を含めた総合計画との整合性について、現時点での考え方を伺いまして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

大西議員の御質問にお答えいたします。

初めに、農業振興施策の立案に至るプロセスについてですが、本市ではこれまで、士別市農業・農村活性化計画を基本に、国の食料・農業・農村基本計画に基づく農業施策や、第5期北

海道農業・農村振興推進計画に基づく北海道の農業施策等を活用した基盤整備事業を初め、施設建設や農業機械の導入などのハード事業、担い手対策事業や作物振興のためのソフト事業などを活用し、あわせて、本市独自の農業政策を含め農業者や地域、農協などと連携を図りながら、農業・農村の振興、発展に向け、各種農業施策を講じてまいりました。

施策の策定に当たっては、農業者が何を求めているのか、農業団体の役割は何かなどが最も重要なことであると認識しており、その把握の方法として、具体的には、農業機械等の導入の場合、本年より事前の意向調査により情報の集約を図ったほか、国や道からの急な要望調査に即応するため、農協と連携して、全農家の情報の収集・把握に努めております。また、作物の振興施策等につきましては、農協を初め作付団体等との協議を重ね、効果的かつ実効性のある施策となるよう努力しているところでございます。

今後とも持続可能な農業・農村を維持するため、有効な農業施策は不可欠であり、短期的な施策に加え、議員お話しのような中長期的な展望に立った施策も重要であると考えておりますので、新たな農業施策の策定に向けては、地区別懇談会などにより、きめ細かい意見の集約や各地域の事情について把握に努め、これまで同様、各関係機関との協議や連携を強め、より効果的・効率的な施策の立案に努めてまいります。

次に、士別市農業・農村活性化計画第3期計画の策定についてであります。現在の第2期計画は平成25年度から29年度までの5カ年を計画期間としており、30年4月に第3期計画がスタートする予定となっております。

策定に当たりましては、今年度から既に資料の準備等を開始しており、今後は農作物の収穫後に、集落ごとの聞き取り調査や意見交換会等を順次開催し、広範な農業者の意見が反映されるように意を配し、29年度には、農業委員会や農業改良普及センター、JA北ひびき、土地改良区、農業共済組合などの関係機関で組織します農業・農村活性化計画策定委員会を立ち上げ、議員お話しのとおり、第2期計画の実績把握と検証・分析等を行い、次期計画へ継続するもの、新たに計画に盛り込むものの選択を行い、経過期間内の事業費把握などの作業を行ってまいります。

この作業と並行して、農業委員、中山間集落代表者、農業士会、農業青年、女性グループなど関係する農業者団体と意見交換を行い、その後、農業・農村活性化審議会、パブリックコメントを実施し、広く計画に対する意見を伺い、平成29年度末の策定を予定しているところであります。

次に、総合計画との整合性についてですが、平成27年第3回定例会の大西議員の質問にもありましたとおり、活性化計画は本市の基幹産業である農業の長期的な方向性を示すものであり、総合計画の分野別計画の位置づけで、農業行政や環境の変化、新たな制度の新設や内容の変更など、情勢に的確に対応することが必要であり、計画の内容につきましても、国の食料・農業・農村基本計画、第5期北海道農業・農村振興推進計画、JAの地域農業振興計画などを考慮し、平成30年4月策定の次期士別市総合計画との整合性を図ってまいります。加えて、計画

期間につきましても、総合計画と同調させるため、4年間に変更したいと考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） それでは、再質問させていただきますけれども、先ほど答弁にあったように、農業団体、いわゆる関係機関との連携が必要だという答弁でありました。

具体的にお伺いしますけれども、今年、地区別の意見交換会を実施しております。全て終わったのかどうか把握しておりませんが、このときに、いわゆる農業団体、JAとどういう連携をして進めたのか、その辺の確認をまずしておきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えいたします。

農協との連携という部分ですけれども、今回の地区別等の懇談会につきましては、今行われている事業の説明、それから、今後進めていかなければならないことの内容につきまして、農協と内容調整いたしまして、各地域に入りまして意見交換ということになっております。

特に課題があるとかないとかという問題ではありませんで、こういう今の状態なものですから、新しい事業などについての説明をさせていただくというような中身になっております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 内容の精査はいいんですけれども、例えば、先ほど市長の答弁にあったように、農業団体の役割というのも非常に、政策を立案する上では重要だというふうに思っています。

それで、いろんな意見交換会をやる上で、農業者の皆さんがいろんな意見を出すということですから、そこで、例えばJAのどなたかが同席をして、その意見を集約すると。この意見については、本来農協でやるべきもの、あるいは行政と連携してやるものというすみ分けが必要になってくると思うんですけれども、事前の打ち合わせでなくて、意見交換会に農協がどうかかわりを持ったのか、この辺のことをお聞きしたつもりであります。

○議長（丹 正臣君） 井出部長。

○経済部長（井出俊博君） 再々質問にお答えいたします。

今、大西議員から御指摘のとおり、どういった関係でということですが、農協の担当職員、当然幹部の方ですけれども、担当職員の方々と、今回の内容につきましての精査をさせていただきまして、今後の意見をいただいたものに関しては、次年度の、新年度の施策、または、今計画でしようとしております30年4月からの農業・農村活性化計画等々に反映ができるような中身で、集約をさせていただいたつもりでございます。

今後につきましても、いただいた意見を精査いたしまして、今後の施策に取り組むべく、農協様と一緒にやって検討するという中身で協議をさせていただいております。

加えまして、農協の職員もその会議の中に入りまして、一緒になって農家の皆さんの意見を

聞いておりますので、あわせて農協と一緒に考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） ちょっと、まだ理解できませんけれども、今回時間に定めがありますので、この問題については今後継続して、また議論をさせていただきたいということを申し上げまして、次の質問に入りたいと思います。

（登壇） 次に、公有財産、土地及び建物の管理状況についてであります。

現在、全国の多くの自治体では、保有する公共施設の老朽化問題の対応と耐震化及びバリアフリー化へ向けての財源確保など、解決しなければならない課題が多くあります。

本市においても、平成27年4月現在で公共施設数が335施設となっており、この約4割が建設後30年以上経過していることから、老朽化が進んでいて、今後、維持管理費が増大していくことが確実な状況となっております。更に、人口減少や少子高齢化及び市民ニーズの多様化により、公共施設の役割についても大きく変化しているところから、現在本市が保有する公共施設の統廃合や、PPP、PFIの民間活用を含めた将来に向けてのあり方について検討されております。

既存施設をできるかぎり長もちさせて有効活用するために、計画的な予防・保全を行うなど効率的な維持管理に努め、コスト削減を図ることが必要だと思っておりますが、本市では公有財産管理規則で、良好な状態で管理し、その用途及び目的に応じて効率的な運用を図らなければならないとしています。具体的な基準マニュアル化を含めた現行の保全管理のシステムの内容について、まず伺いいたします。

次に、用途廃止された施設は、用途変更あるいは解体のいずれかと思っておりますが、特に解体を計画している施設の管理の内容と方法、更に、現在未利用地について、立て看板の設置や景観に配慮した管理が行われているのかについて伺います。

次に、将来に向けて新たに取得する施設のライフサイクルコストの把握と、既存施設を含めた長寿命化のために定期的な点検・診断を行い、その結果を踏まえた計画を策定して、計画に基づいて対策を実施していくメンテナンスサイクルを構築して、状況によっては、長期修繕計画を立てて計画的に修繕・更新を行うことにより、資産価値の維持向上により、建物をより長く使えることになると思っておりますので、公共施設マネジメント計画や長寿命化計画に統一的な仕組みを具体的に示して、より適切な取り組みを進めることが必要だと思っておりますが、考え方を伺いまして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

市が管理する公共財産のうち、下水道や橋梁、公園などの長寿命化計画を策定している社会資本については、国の要領や維持管理マニュアルに基づいた点検等を実施することにより、損傷度の判定などをもとに、優先度に応じた計画的な維持管理に努めているところです。

その他の公共施設については、維持管理に関する国の統一的な基準は示されておらず、本市としても、具体的な維持管理に関するマニュアルは定めておりませんが、それぞれの施設の状況に応じて、緊急性や優先度を勘案した修繕・改修を行うとともに、大規模改修が必要な場合は総合計画に位置づける中で、適切な管理に努めております。

こうした中で、用途廃止し解体を予定している公共施設や、閉校した小・中学校については、それぞれの地域との協議も踏まえた管理と利活用を行っているところであり、一部の施設は、各地域のお祭りや自治会行事、老人クラブの活動などに活用いただいております。施設の管理方法としては、利用状況に応じて電気の保守点検や消防設備の点検、浄化槽の点検を行っている一方、旧校舎などの周辺環境の管理に当たっては、費用の一部を市が負担する中で、地域の協力により草刈りを実施していただくなど、適切な管理に努めております。

このほか、現在、旧教職員住宅35戸を管理しておりますが、このうち活用可能な物件12戸については、市民の方や農業研修生に対して貸し付けしており、このほかにも、体験移住住宅として使用しているところです。

また、建物解体後の公有地など未利用地については、行政財産としての活用が困難である場合は、財産評定委員会の審議も経ながら、順次売り払いを行っているところであり、これら未利用地の管理に当たっても、適宜草刈りを行っているほか、中央市街地区の一部においては立て看板を設置するなど、適切な管理に努めているところであり、今後も周辺環境や景観に配慮した管理を進めてまいります。

次に、今後の施設管理のあり方についてです。

国は、これまで整備を進めてきたインフラの老朽化や災害への対応を図るため、維持管理や更新に係る仕組みの基盤強化に向けた方針を示すとともに、個別施設ごとの長寿命化計画の策定を求めています。こうした中で本市では、現在策定を進めている公共施設マネジメント計画において、施設の損傷が進む前の早い段階で予防的な修繕を実施することによって、機能の保持や回復を図る予防保全型維持管理の思想に基づく取り組みや、長寿命化の実施方針を示していく考えです。

今後においては、施設の特性を考慮した上で、大西議員お話しのとおり、定期的な点検・診断のもとで修繕などの措置、記録を行い、施設の状況を的確に把握し、必要な対策を効果的に実施するメンテナンスサイクルを構築することによって資産価値を高め、有効活用を図る戦略的なマネジメント計画に発展させていきたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） それでは、再質問で2点お伺いしたいと思うんですが、1つは、先ほど副市長の答弁にあった未利用地について、実例として、例えば自治会で環境整備をやっているときに相当荒れた状態になっている、これは市有地であります。お願いして、ようやく草刈り等実施したという実例があります。

ということは、全ての未利用地を完全に把握するという事は非常に大変なことだというふうに思いますけれども、これは地元で一定程度委託をするかどうかして、完全に管理をするようにしたらどうかという提案が一つと、もう一つ、これも教育委員会で把握していると思いますから、学校名はあえて言いませんけれども、体育館が水漏れしていると。これは古い体育館じゃありませんけれども、補修をしたと。今現在わかりませんが、当時、相当な期間、雨漏りがとまらなかった。これは徹底した補修をしないと、いつかの補修費はかかりますけれども、これを放置すると、将来的にもっと費用がかかるという状況になりますから、補修のあり方についてもしっかりと検証していただきたい。

この2点について、確認をしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） お答えいたします。

未利用地に関しての、まず1点目にお話がありました。

お話のとおり、私どもも多くの、学校の跡地ですとか、かつて施設が建っていた場所、こういったところについて、普通財産として管理をしているわけですが、御指摘のとおり、一部については十分な管理ができていない場合もあると考えてきました。

そういった中ですので、これまでも各地域に御相談をしながら、例えば学校のグラウンドなどについては、これは地域の方に先に実施していただいている場合もありますけれども、地域の皆さんに私どものほうから御相談させていただいて、先ほど副市長も答弁で申し上げたとおり、一定の費用負担もさせてもらいながらということで、取り組みを進めたところであります。

したがいまして、今後におきましても、今お話がありましたように、これは地域の力をおかりしないと、なかなか十分な管理ができない場合もありますので、今後そういった手法も含めて、また更に地域の皆さんに相談していくように、考えていきたいというふうに思っています。

それから、体育館の水漏れ、雨漏りの件が2点目にございました。

お話の部分が、利用している体育館なのか、それとも既に廃校になった体育館というところが、ちょっとわからなかったんですけども、少なくとも利用している体育館については、これはきちんと修繕・改修等、必要な部分をやっつけていかないと、せっかくの財産を傷めて、寿命を短くしてしまうということになりますので、この点については、毎年学校、教育委員会のほうでは営繕調査をしているわけでありましてけれども、そういったこととあわせて、十分に将来性を見込んだ施設の維持管理、これに努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 大西議員。

○3番（大西 陽君） 体育館の件については、今現在ちょっと把握していませんので、教育委員会のほうでわかると思いますから、わかるでしょう、大体。学校側にちょっと確認をして、もし、とまっていればいいんですけども、まだ雨漏りが続いているようだと、早急な対応をお

願いたいということと、もう一つ最後に、新たな施設をつくる場合、次の世代に、また次の世代にこれを委ねていくということですから、いわゆるライフサイクルコスト、建ててから、言ってみれば解体までの生涯の費用というのは、一定程度把握して、次の世代、その次の世代にこれをきちっと引き継いでいくという責任は、私どもの世代に大きな責任がありますから、この辺も把握する必要があるということをお願いして、私の質問は以上で終わります。

○議長（丹 正臣君） 15番 粥川 章議員。

○15番（粥川 章君）（登壇） 第3回定例会に当たり、一括方式にて一般質問を行います。

最初に、有害鳥獣処理施設の運営についてお尋ねをいたします。

エゾシカやヒグマなどによる農林業の被害や交通事故の増加、人命の危機など、強度の採食や踏みつけによる生態系への影響などが深刻な社会問題となっています。道の調査によりますと、道内における平成27年のエゾシカの推定生息数は約50万頭程度とされ、捕獲頭数は12万3,000頭とされています。

士別市における平成22年から27年の過去6年の捕獲頭数は、有害駆除4,702頭、通常狩猟3,550頭、合計8,252頭となっており、22年度から冬季間の狩猟による捕獲頭数及び捕獲比率も増加するなど、全体の頭数減少に大きな役割を果たしており、JA北ひびきに寄せられている組合員の要望・意見を総合いたしますと、エゾシカは減少しているが、移動もあるので、手を緩めることなく捕獲を継続してほしい、ハンターへの捕獲助成金の効果があり、更なる継続などの声が寄せられています。

そこで、お尋ねいたしますが、市では通常狩猟期間の捕獲助成金について見直しを検討されているやにお聞きいたしておりますが、このことについての考え方を示してください。

また、本市では、朝日町北一線地区に冷凍保管施設を建設し、北見農業協同組合連合会に処理委託することになっており、既に工事も開始され、29年に供用開始予定になっておりますが、この施設の運営について、市はどのような考えをされているのでしょうか。また、関係機関とはどのような協議がなされているのか、その進捗状況についてお尋ねいたします。

次に、朝日総合支所のトイレの改築についてお伺いいたします。

現在の朝日総合支所は昭和34年に建設され、平成7年には庁舎と福祉センターの改修が行われ、士別市と合併後の平成24年には、JA北ひびき朝日基幹支所がこの庁舎1階に賃貸で入ったことから、正・準組合員や一般市民からも行政や農事事務等の利便性に好評を得て、今日に至っておりますが、庁舎と旧福祉センターの施設を接合しているため、トイレの位置が訪れる市民にとって利用しづらいとの声が聞かれています。庁舎正面から訪れた市民の方は、職員の執務机前を通りながら、その奥にあるトイレに行かなければならず、このような状況は市民サービスに欠けているのではないのでしょうか。

トイレも古く高齢者も多いことから、トイレの位置も含め改築すべきと考えますが、これらについて、市の御見解を伺います。

最後に、士別市朝日水力発電所建設促進期成会の活動についてお伺いいたします。

平成23年第3回定例会において、私は、この年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原発事故により、再生可能なクリーンエネルギー導入の必要性を感じ、かつて北海道企業局が計画していた朝日発電所計画の事業実施に向けて、北海道に提案すべきと質問させていただきましたところ、牧野市長は早速、道、道議会、企業局に要請され、10月には建設促進期成会も立ち上げ、これまで道や国に対しても積極的な行動を展開され、今日に至っています。

この計画は、既設の岩尾内発電所、ポンテシオ発電所と一体管理が可能で、水系の一貫運用によるエネルギーの有効活用が図られることから、平成5年から開発の可能性について検討が進められてきたものの、平成15年に河川整備基本方針が策定され、河川環境を保全するため常時流さなければならない水量が定められたことから、このことにより、発電コストなど経済性の面で厳しくなったことから、建設計画を中止したものであります。

朝日町史によれば、岩尾内ダム建設計画の要因として、天塩川の治水、士別を中心とする天塩川上流の農業開発、電源開発の3点であり、昭和25年、当時の北海道知事、田中敏文が士別を訪れた際、士別町長、中屋金次郎が天塩川上流にダム建設の必要性を陳情し、知事が調査を約束したことから、昭和28年4月、士別、朝日、上士別、多寄、名寄、美深、中川、常盤、智恵文、下川、和寒、剣淵の町村長を初め、士別、朝日の議長、水系の土地改良区理事長、士別商工会議所会頭らが役員となり、天塩川水系総合開発期成会が発足され、昭和42年から始まったこの工事は、5年余りの歳月をかけて、昭和45年、灌水を開始したのであります。

ここ数年、異常な大雨による災害が各地で発生していますが、ダム下流の天塩川沿いではダムの洪水調節機能が発揮されていることや、農業・工業用水、上下水道水、発電等に寄与しているダムの恩恵は、はかり知れないものがあります。

そこで、牧野市長にお尋ねいたします。

期成会総会で述べられているように、この発電所建設が実現することにより、天塩町まで流れる216キロには11の市町村があり、ここに全ての一般家庭に安定した電力を賄えるという壮大な物語であります。私は、このビッグプロジェクトの実現には、関係自治体と連携した要請活動を今後展開していくべきと考えますが、このことについて市長の見解を伺い、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 粥川議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、士別市朝日水力発電所建設促進期成会の今後の活動について答弁申し上げ、有害鳥獣処理施設の運営については経済部長から、朝日総合支所のトイレの改修については朝日総合支所長から答弁申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原発の事故により、原子力発電の安全神話は崩壊し、原子力発電にかわる安全で再生可能なクリーンエネルギーの導入の重要性が高まる中、9月の第3回定例会において粥川議員から、かつての朝日水力発電所建設計画について再検討するよう、北海道や道議会、企業局に提案する考えはないかとの一般質問があり、

再生可能エネルギーの安定確保に向けた朝日水力発電所建設計画の再検討について、北海道等に対し、早急に提案することで御答弁いたしました。

同月には、北口道議にも同行いただき、北海道知事や北海道議会議長、公営企業管理者に対し提案行動を行うとともに、北海道議会定例会においても、再生可能エネルギーの普及拡大に向け、一般質問により提言が行われました。

このような機運の高まりから、地域一丸となって朝日水力発電所の建設に向けた取り組みを推進していくため、10月に市内16団体で構成される士別市朝日水力発電所建設促進期成会を設立したところであります。

設立以後につきましては、朝日水力発電所建設に関する提案書を作成し、国に対しては資源エネルギー庁長官や自由民主党、民進党を初めとする国会議員、北海道には知事や公営企業管理者、企業局等、そして北海道議会各政党議員団に対して、朝日水力発電所建設に向けた提案説明や要請、意見交換などの活動を行ってまいりました。また、毎年の期成会総会においては、北海道や企業局から講師をお招きして、再生可能エネルギーや自然エネルギーなどについて、理解向上を図ってきたところであります。

そこで、今後この発電所建設が実現した場合、天塩川流域の関係自治体全ての一般家庭に安定した電力供給が可能となることから、各自治体と連携した要請活動を今後展開してはとの御提言であります。

本市においてのこれまでの取り組みについては先に述べましたが、天塩川流域の他の市町村におきましても、東日本大震災後、再生可能エネルギーの確保を目的に、各自治体での取り組みが進められてきており、例えばサンルダム建設に伴って、本市の計画と同様な水の力を利用し、放流水の落差を有効利用したサンル発電所により、最大出力1,100キロワットを発電する水力発電の活用を進めている下川町、また、木質ボイラーとバイオマス発電の余熱を活用した自立型地域熱供給エネルギー事業を同町は進めており、同様の木質バイオマスを利用したエネルギー供給では、和寒町、美深町、中川町があり、地域の特性である風を活用した風力発電の取り組みを進めている幌延町や天塩町、そして、天然の自噴ガスや畜産系バイオガスを活用して、自噴ガスをエネルギー源とした天然ガス等を地域燃料として活用を進めている豊富町であり、各自治体それぞれが地域の特色や資源を生かした地域エネルギーを利用した取り組みを、自治体単独や民間との連携や協議を進める中、行ってきております。

以上のように、再生可能エネルギーや自然エネルギーに関しましては、天塩川流域11市町村のほとんどがそれぞれの取り組みを行っている状況にありますので、本市につきましては引き続き、士別市朝日水力発電所建設促進期成会を中心とした、これまでの取り組みを進めてまいりたいと考えますが、北海道の動向も注視しながら、これらの自然・天然エネルギー活用の取り組みを実施されている流域市町村と統一した行動ができるかどうか、今後検討してまいりたいと考えます。

本市の提案である朝日発電所計画の事業費が、現在の試算で約130億円と膨大なものとなる

ことから、国における建設に係る支援策も重要であり、今後におきましても、豊かな森林と水を生かした再生可能エネルギーの安定的確保に向け、朝日水力発電所建設実現に向けて関係機関に要請してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） 私から、有害鳥獣処理施設の運営についてお答えいたします。

道内における平成26年度の野生鳥獣による農林業被害額につきましては52億4,300万円、そのうち、エゾシカによる被害額は46億1,300万円と約88%を占め、交通事故件数につきましては1,940件となっております。また、本市におけるエゾシカによる農業被害額は減少傾向にあるものの、平成27年度は4,416万円、交通事故につきましては12件となっております。

そこで、粥川議員御質問の狩猟期間の捕獲助成金の見直しについてであります。本市におきましては、禁猟期間における農作物の被害防止のため、市において平成22年度より、駆除に対して1頭1万円の助成を行い、狩猟期間におきましては、22年度から24年度に中山間事業によるエゾシカ駆除対策を、25年度からは北海道における鳥獣被害防止緊急捕獲事業による駆除を実施しております。

全道のエゾシカ推定生息数は、平成22年度の66万頭をピークに、27年度には47万頭まで減少しており、本市におけるエゾシカの年間駆除頭数においても、平成24年度が1,867頭とピークとなり、27年度では893頭と年々減少しており、また、毎年、道より委託を受け実施しておりますエゾシカの個体数の増減を把握するための調査であるライトセンサス調査による士別市の確認頭数では、平成23年度では634頭、24年度503頭、25年度305頭、26年度543頭、27年度430頭と減少傾向にあることから、本市においても生息数は減少してきていると推測されるところであります。

この状況を踏まえ、狩猟期間である10月から3月の冬期間の駆除における助成につきましては、農作物の収穫も終了し、積雪期となることから、農作物に直接的な被害がないことや、来年度より運営を開始する冷凍保管施設の運営費と駆除したエゾシカの処理経費が発生することから、道のエゾシカ駆除に対する補助事業の動向も踏まえ、狩猟期間は行わない方向で検討しているところでありますが、農業者や関係団体などからは、農業被害額は依然として高い状態が続いており、農業被害を防ぐためには、年間を通じた駆除によりエゾシカの個体数を減少させることが重要であるとの御意見も伺っているところです。

このことから、新たな冷凍保管施設の運営と狩猟期間の駆除の取り扱い、委託先の選定、農業被害についての影響などについて、J A北ひびき、猟友会、地元など関係機関と協議、意見交換を段階的に行ってきたところです。

運営につきましては、原則、禁猟期間の運営を想定しており、処理に係る経費として施設の運営費、駆除したエゾシカの運搬、化製処理を含め、1頭当たり1万5,000円程度と積算しており、仮に年間を通し駆除した場合には、更なる経費の増加となることから、市全体での取り

組みとして、運営費や処理経費などについて、農業者や関係団体などから応分の負担が可能かどうかを含め、協議をしてまいりたいと存じます。

また、冷凍保管施設の運営方法につきましては、委託による運営を検討しており、委託先につきましては、施設設置場所である地元法人を初め、委託が可能な団体と協議を行ってきておりますが、駆除されたエゾシカ等を受け入れる期間が通年を予定していなかったことや、受け入れ時間が短いことなど運営内容の特殊性から、委託先の選定に時間を要している状況にあるところです。

有害鳥獣駆除につきましては、行政単位での取り組みでは十分な効果は得られないことから、全道規模での取り組みが必要であると考えており、加えて、行政間においても駆除に対する温度差もあるため、北海道がリーダーシップを発揮し、対策を講じてもらうよう要請活動を行うとともに、処理に係る経費の助成についても要望してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 藤森朝日総合支所長。

○朝日総合支所長（藤森裕悦君）（登壇） 私から、朝日総合支所庁舎のトイレの改修について御答弁申し上げます。

朝日総合支所のトイレの場所ではありますが、1階、2階にそれぞれ1カ所ずつあり、1階には車椅子で利用可能な多目的トイレもあります。JA北ひびき農業協同組合朝日基幹支所では1階に1カ所のトイレがあり、どちらのトイレも正面入り口から、それぞれの事務所を通り抜けた場所にあり、利用する方は職員がいる場所を通っていかなければならない状況にあります。

次に、トイレの現況ではありますが、朝日総合支所側のトイレは昭和43年に旧朝日町福祉センター建設の際、設置したものであり、男子トイレは1階、2階とも大便器が1基で和式となっており、小便器は3基ずつ、女子トイレにつきましては、1階が和式2基、洋式1基で、2階が和式1基、洋式1基となっております。

JA朝日基幹支所側のトイレは、昭和34年に旧役場庁舎が新築された際のもので、男子トイレは大便器が和式2基、小便器が4基、女子トイレは和式2基の設置で、昭和57年に両設備とも水洗化となり、改修をしております。その後、平成27年度には、基幹支所独自で男女それぞれ1基を洋式のシャワートイレにしております。

そこで、トイレの利用状況ではありますが、職員を除く市民の方の利用では、総合支所では1週間で2ないし3人程度、JA朝日基幹支所ではほとんど利用者がなく、月2人程度の利用と伺っております。また、多目的トイレにつきましては、総合支所1階和室において、つどいの広場きらあさひが開設されており、子供と保護者、指導員でも1日10人程度、2階のトイレについては、中会議室を使った毎週金曜日開催のサフォークジムや各種会議のみでの利用であり、多くはないものと考えております。

したがって、どちらの事業所とも、トイレの位置が事務所の奥にあり、利用する方には不便であり、トイレの位置も含め改築すべきとの御提案ではありますが、利用される市民の方が

少ないことや職員間での不便さが特に生じていないこと、そして、現在の施設の中で新たにトイレを設置するためのスペースを確保することが非常に難しいことから、これまでどおり、現状でのトイレの活用としてまいりたいと存じます。

なお、正面入り口から来られる市民の方々が不便とならないよう、トイレ案内看板の表示を現在の場所を移動するなど、今後工夫してまいります。

以上申し上げ、御答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 粥川議員。

○15番（粥川 章君） 1点、再質問させていただきます。

今、藤森支所長から御答弁いただきました。朝日総合支所、JA北ひびきと、利用者数が少ないということでございます。しかし、トイレにつきましては、1日の利用者が少ないから今の状況でいいのではないかということは、いかがかなと私は思うんですね。

やはり、位置が極めて、市民にとって不都合な位置にあるわけですよ。支所長、そう思いませんか。職員の方も、やっぱり1日に3ないし4回は利用されるはずだと思っていますよ。やはり、こういうことは市民の立場のことを考えて、工夫してやっぱり改築していただきたい。私はそう思いますよ。

もう一度答弁してください。

○議長（丹 正臣君） 藤森支所長。

○朝日総合支所長（藤森裕悦君） 先ほどの御質問にあったとおり、お答えしましたけれども、利用される方については、総合支所内を通過してトイレを利用されるという現状にあります。これらについては、今年の春も職員の机の位置を配置がえをするなど、課の中を通過していくような状況ではなくて、現在、総合支所には2課ありますから、その後ろを通過していただくような、通りやすいという形を考慮しながら、配置がえもさせていただいたところであります。

ぜひそんな中で、特に窓口に来られる方は、目的を持って来られる中で、余り長くという状況はないかなというふうに思っています。ただ、2月だとか3月の確定申告時期などは、やはりちょっと長い時間いられる市民の方もおられますから、そういった形も、私どもが充分配慮をしながら、対応に当たりながら、不便のないような形で御利用いただけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 5番 渡辺英次議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） 通告に従いまして、一問一答にて一般質問をいたします。

1つ目は、災害対策、防災についての質問をします。

先般本市を襲った台風の影響による大雨で被害に遭われた方々、また、台風10号では北海道にも甚大な被害をもたらし、尊い命を失われた方や御親族に対しまして心からお悔やみを申し上げ、被災された全ての皆様にも心からお見舞いを申し上げます。

一日でも早い復旧・復興を祈念し、本市でも今後起こり得る災害に対して、最小限の被害で

済むよう、検証も兼ねて質問いたします。

まずは、本定例会初日の行政報告にもございましたが、このたび本市に影響をもたらせた台風7号、9号などでの大雨による災害について、その概要をお知らせください。

次は、緊急速報メールについてです。

これは、災害発生時などの緊急時に、市内の通話エリア内全ての携帯電話、スマートフォンに配信されるメールで、近年における携帯電話等の普及率を考えると、非常に有効な手段の一つとして、各自治体で取り入れているところです。

このたびの災害時に、多くの緊急速報メールが配信されましたが、認められている配信の種類はどのようなものがあるのかお知らせください。また、この配信手段のメリット、デメリットをどのように捉えているかも伺いいたします。

今回配信された緊急情報ですが、避難準備情報、避難勧告、避難指示の避難に関する3種類の情報全てが配信されました。その度合いにより、住民に求められている行動が変わってくるわけで、要は災害の度合い、危険度が違うということになります。

さて、この避難情報の区分ですが、国が定めている判断基準のほかに、本市においては、避難勧告等の判断・伝達マニュアルによって、本市の河川状況ごとに定めている基準があります。しかしながら、この3つの避難情報の違いを熟知できていない市民も多いのではないかと思います。この点、どのように認識されているのでしょうか。

また、旭川市において、緊急速報メールが一部の利用者に送信されなかったトラブルがあったとお聞きしておりますが、本市においては同様のトラブルはなかったのかも伺いいたします。そして、携帯電話を持っていない方や、独居老人、耳の不自由、目の不自由などの障害を持った方などへの対応・配慮はどのようにされているか、お知らせください。

次に、今回避難情報が発令された地区の市民の動向をお伺いしますが、避難指示が発令された地区の住民数のうち、どの程度の方が避難されたのでしょうか。避難指示が発令されたとしても強制力はありませんが、人的被害を出さないためにも、速やかな市民の対処が必要になるわけで、行政としてどこまでそれを後押しできるのか、すべきなのか、どのようにお考えでしょうか。

幸い、このたびの本市における災害では人的被害はなかったものの、今後避難を要する災害が起こってしまったときに備え、更にしっかりと避難情報に関して市民周知を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。ホームページ上にも記載はされていますが、目につくような工夫など必要ではないかと感じます。

更には、災害の少ないまちだからこそ、市民の意識改革のためにも、緊急速報などを用いた大規模な避難訓練の必要性を訴えますが、見解をお知らせください。

次に、ハザードマップについてですが、洪水災害については、従前のものに剣淵川、犬牛別川、温根別川からの浸水についても追加され、土砂災害等でも新たに警戒区域が指定され、平成24年4月に発行されております。このマップは、地区ごとに避難所が指定されており、緊急

時における市民の避難について、わかりやすく記載されたものです。

そこで、まずは指定避難所に関してですが、このたびの災害のような避難勧告等での避難所は指定緊急避難所に該当すると思われませんが、つくも青少年の家、サイクリングターミナルは、指定緊急避難所として記載されておられません。このたび、この施設を指定した経緯と指定する際の取り決めなどをお伺いします。情報が不足して伝わった市民が、自分の地域の避難所と間違ったり、混乱したりする可能性はないと言えるのでしょうか。

また、土砂災害警戒区域等、土砂災害にかかわる危険個所や区域もマップに記載されています。これは、傾斜度や高さなど、おのおのの基準値に基づき指定されていると思いますが、記載されている箇所以外にも危険と思われるところはないのか。もしくは、今回の災害によって新たに追加するところはあるのか、お知らせください。

先般の台風10号の影響により、管内では南富良野町で空知川の堤防が決壊し、市街地に濁流が流入しました。東日本大震災のときには、内陸部には津波はないとの認識があった方も少なくないと思いますが、このたびの災害を見ると、同規模に近い被害が起り得ることを知らされました。それは本市にとっても同じことであり、決壊した際を想定したシミュレーションをして、ハザードマップにも何分で浸水するのかなどのごとも記載し、市民に知っておいてもらうべきではないでしょうか。この見解もお伺いし、この質問を終わります。

最後の質問は、合流式下水道改善計画について質問します。

本市の下水道は、昭和36年より約10年間は合流式により整備されてきました。その後は分流式で整備されましたが、当初の合流式の地域は市内中心部のほぼ全域になっております。その後、平成15年の下水道法施行令の改正により、平成25年度までに分流式に切りかえるよう、緊急改善対策として義務づけられた経緯があります。その際、本市においては、中央通りから北側の合流式を分流式に切りかえました。しかしながら、現在も毎年、合流改善事業を実施されておりますが、まだ合流式の地区も多く残っております。

そこで、まずは、現在までに合流改善が完了したのはどの程度なのか、また、全て完了するのはいつごろとの見解なのかをお伺いいたします。

更には、平成23年度にまとめられた士別市下水道中期ビジョンの中にも、合流改善についての事業の効果を把握するため、検証が必要と記載されておりますが、このたびの浸水した地域と合流改善した地域との浸水被害について、どのように捉えているかもお伺いします。

このたびの災害では、大通東13丁目付近など市街地でも浸水被害が起りました。このあたりは合流式の地域であり、できるだけ早急な対策が必要と思われませんが、国に対しても対策支援を要請するなど、現段階での本市の見解をお示しください。

近年における台風の影響等による豪雨災害は、温暖化が影響している可能性が高いとされ、過去100年間において、日降水量100ミリ以上もしくは200ミリ以上の降水発生日数は増加傾向にあるとされています。また、21世紀末ごろを想定した気象庁の地域気候モデルによる地球温暖化予測実験では、日降水量100ミリ以上などの大雨の発生数が日本の多くの地域で増加する

とともに、6月から9月に現在よりも降水量が増加するという予測結果が出ております。

今後の本市における災害にも、これまでに増す傾向にあると行政・市民ともに認識し、尊い人命を守るため、また被害を最小限で抑えられるよう、先にお伺いした質問に対する御答弁をお願いし、この項目の質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、一連の災害の概要と避難訓練及びハザードマップに関する基本的考え方について答弁申し上げ、それらの詳細な緊急速報メールなどについては総務部長から、合流式下水道改善計画については建設水道部長から答弁いたします。

観測史上初めてとなる3つの台風の上陸と前線による大雨がこの1カ月に集中した北海道では、この地方も含め、各地で大きな被害が発生し、本市においても家屋の浸水などがありました。同じ上川管内の南富良野町では空知川が決壊し、甚大な被害が発生したところであり、ボランティアの市民や市職員がその復旧作業に参加してきているほか、今後の建物被害調査に職員を派遣する予定ですが、完全復旧に至るには、かなりの時間を要すると言われております。

本市で被害に遭われた方々を初め、各地の被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます次第です。

本定例会初日の行政報告でも申し上げましたが、改めて今回の一連の災害の概要を申し上げます。

7月31日に上士別や朝日を中心に局地的に降った大雨は、近隣の剣淵町や和寒町にも大きな被害を及ぼした雨雲が流れ込んだことによるものであり、夕方の3時間に90ミリ近い豪雨をもたらしました。

次いで、8月17日に上陸した台風7号では、24時間に100ミリを超える雨が降り、犬牛別川や温根別川の水位が避難判断水準を超えたため、温根別に避難勧告を発令する状況となったほか、朝日では倒木の被害も発生したところです。

更に、8月20日から23日までの4日間においては、前線の停滞に加え、台風9号の上陸もあった中、幸いにして風による被害はほとんどなかったものの、累計200ミリを超える雨が降り、特に天塩川の水位が著しく上昇したことから、中士別や上士別の一部の世帯に避難指示を発令したほか、西地区を初めとする中央市街地においては計94棟の床上・床下浸水が発生するなど、多くの被害がありました。まさに異常気象とも言うべき今回の台風上陸や停滞前線によって、道路や河川、橋梁などの公共土木施設を初め、市の各施設でも多くの被害が発生しました。

また、市民生活の面でも、家屋の浸水被害が生じたほか、市が開設した避難所で一夜を過ごされた市民は延べ78世帯142人となったところです。更に、農業に関しては、これからの収穫期を前に、収量や品質の低下が懸念されている状況にあります。

大規模災害のあった昭和56年以降も、たびたび大雨等による被害はあったものの、これほど連続した大量の雨はなく、多くの市民の皆さんや対応に当たった職員も初めて経験する規模の

災害となりました。したがって、さまざまな面に対応に苦慮するとともに、今後に生かすべき教訓も多くあったと考えているところであります。

こうしたことから、行政報告や定例会見で申し上げたとおり、ハザードマップの見直しを初め、避難所の設置や避難情報に係る検証・検討などを進めるとともに、総合的な視点に立つて防災体制の強化に努めてまいります。

特に防災に係る検証や訓練は、災害時の適切な行動や安全確保のための知識習得につながる極めて大切なことと捉えています。これまで不定期ではあるものの、防災訓練や防災研修会を実施したところであり、くしくも台風9号が接近した20日土曜日には、北光自治会で防災研修会を開催していました。また、去る9月3日には公民館講座として、防災に係る情報講座を行いました。残念ながら参加者は少数にとどまったところです。

こうした状況にあって、万一に備えた訓練や防災に関する研修会は、今後ますます必要と考えており、関係機関との連携や市民の協力のもとに実施していく考えです。

東日本大震災の教訓として、自分の身は自分で守るとの自助が、生命を守るために最も重要と言われていますが、行政の責任としても、国や道、関係機関との連携を図るとともに、職員の配置体制や役割分担、資機材等の配備などの公助を拡充しなければならないところであり、加えて、自主防災組織を中心とした共助の強化も重要と考えています。今後は、こうしたあらゆる地域力を結集できる地域づくりを進めながら、安全・安心なまちづくりに一層努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） 私から、緊急速報メールに関することのほか、避難情報、ハザードマップに関する何点かの御質問についてお答えいたします。

初めに、緊急速報メールについてです。

緊急速報メールは、生命にかかわる緊急性の高い情報を特定のエリアの対応端末に配信するものとされており、その取り扱いは、利用規約によって配信可能項目が定められ、各自治体の責任のもとで配信しています。配信できる情報の種類は、避難準備情報、避難勧告、避難指示、土砂災害警戒情報などの災害に関する情報のほか、弾道ミサイル情報、大規模テロ情報など、15の項目とされています。

そのメリットとしては、当該自治体の通話エリア内にいる多くの人々に緊急性の高い情報を一斉かつ瞬時にお知らせできることにあり、加えて、メロディーや音量の点で受信者に緊急性を伝えられること、また、携帯電話やスマートフォンが受信可能な状態にあれば、外出先でも通知を受けられることが挙げられます。

一方、デメリットとしては、配信できるエリアの最小単位が市町村であることから、今回のような局地的豪雨に伴って該当する地域や地区のみに限定して配信することができず、全域に配信してしまうことが挙げられます。また、デメリットとは言えないものの、携帯電話やスマ

ートフォンを持っていない方、あるいは設定をしていない方などには情報が伝わらないこととなります。

平成23年11月のサービス開始以降、今回初めて緊急速報メールを活用しましたが、旭川市のようなトラブルは本市では発生しませんでした。一方、市民から、緊急速報メールが鳴らなかつたとの声もお聞きしていますが、その原因としては、携帯電話の機種や設定、ソフトウェアのバージョンの問題などとされていることから、利用中の携帯電話会社に確認していただくよう、周知していきたいと考えています。

次に、避難情報の違いを熟知できていない市民の方も多いのではないかと御質問がありました。渡辺議員のお話のとおり、本市では、現行の避難勧告等の判断伝達マニュアルに基づき避難情報を発令していますが、昨今の報道でも、避難勧告と避難指示など、これら避難に関する用語に対する一般市民の認知度は低いと伝えられているところであり、本市においても同様である可能性は高いと認識しています。したがって、こうした情報についても、提供・周知に努めてまいります。

次に、携帯電話を持っていない方や独居の高齢者、情報を得にくい障害者などへの対応・配慮についてです。

緊急時における市からの情報提供については、緊急速報メールのほか、防災無線や広報車など、さまざまな伝達手段を組み合わせ、その時々有効と考えられる手法を用いて広く周知することが基本と考えています。また、全道統一の防災情報システムの活用によって、テレビやラジオ、インターネット、スマートフォンの防災アプリでも情報提供される場所であり、今回の災害でも活用したところです。これらのほか、避難指示の対象となった地域に対しては、消防車両による広報も行うとともに、自治会からの声かけとあわせて、個別の電話連絡や職員による直接訪問も実施したところです。

このように、今回もさまざまな手段を用いたところですが、避難対象地域が広範囲に及ぶ場合などは、個別対応が困難になる可能性も高いため、自治会や自主防災組織での連絡や安否確認など、地域での更なる協力、いわゆる共助が必要であると考えており、避難に支援を要する方の情報を地域と行政が共有する仕組みについても、確立に努めていく必要があると考えています。

次に、避難情報を発令した地域における避難の状況についてです。

今回の一連の災害における避難指示に関して申し上げますと、8月20日の午前10時15分の発令では、温根別の市街地及び南線の38世帯82名が対象となった中、実際に避難をされたのは23世帯37名であり、8月21日午前2時20分の発令では、対象となった中士別28世帯66名、上士別14世帯34名のうち、中士別15世帯29名、上士別12世帯37名の皆さんが実際に避難されました。

避難行動は、あくまで市民の自主的判断とされており、渡辺議員のお話のとおり、避難指示を発令しても強制力を持つものではありません。今回の災害では、避難指示を発令した地域が限定的であったことから、職員や消防団の方々などが対象世帯を個別訪問し、みずから避難所

まで移動することが困難な方については職員が避難所への移送も行うなど、その行動を促す取り組みも行いました。しかし、避難をしない方が多くいたことも事実であり、幸いにして河川の氾濫や決壊は起らず、避難指示区域内での住宅や人的被害もなかったものの、他の自治体では人的な被害も生じていることから、市民の皆さんに危機意識を高めていただくことも必要と考えています。

今回の災害では、先ほど申し上げた手法のほか、ホームページやさほっちメェーる、フェイスブックによる情報提供も行ったところです。こうした緊急時における情報発信の工夫はもちろんのこと、いざという時のために事前の情報提供も不可欠であることから、避難勧告や指示などの防災用語の説明や意味なども含め、改めてホームページや広報紙でお知らせし、理解の拡大を図るとともに、ハザードマップの見直しのほか、避難情報の入手方法や事前の備えなどの防災情報について、できるだけわかりやすく提供していくことについても、あわせて検討してまいります。

次に、ハザードマップにかかわって、何点かの御質問がありました。

初めに、避難所についてです。

本市の洪水ハザードマップでは、士別市地域防災計画に定めた56の避難所や避難場所のうち、その地域の基本的な避難所として指定した施設を示しているところであり、つくも青少年の家やサイクリングターミナルについては、正規の避難所ではあるものの、その地域に対して指定しているものではないため、マップ上では指定外避難所として表示しているところです。

両施設は、避難者が必要期間滞在するための避難所となっており、このたびは、温根別での避難が翌日まで続くことが確定した中で、高齢の方や身体の不自由な方も多く、また、避難者数と収容可能人数が合致したことから、市の車両で移動いただいたものです。あわせて、つくも青少年の家については、避難情報が発令されていない地域の方でも、心配や不安を感じる方の自主的な避難先として、早い時間帯から開設し、実際に自主避難者の受け入れを行ったところです。

避難所については、災害の種類や状況によって自主避難所を設ける場合もあるほか、避難が長期間に及ぶ場合の指定避難所の設置、あるいは防災計画に定めのない施設であっても、臨時避難所として開設する場合があります。このような中で、お話のように紛らわしい状況も起こり得ますので、事前の情報提供とあわせ、実際の運用においても、混乱や危険が生じないように努めてまいりたいと考えています。

次に、土砂災害警戒区域等の危険箇所についてです。

現時点においては、北海道の指定箇所以外の危険箇所はないものと判断していますが、今後指定権限者である北海道と連携・協議し、危険性のある区域を確認してまいりたいと考えています。

最後に、河川の決壊を想定し、時間経過と浸水度合いをハザードマップ上に示すべきとの御提言についてです。

この夏の台風や大雨では、道内各地でも河川の氾濫と決壊が発生しており、浸水到達時間等の情報があらかじめ提供されることが望まれるところです。しかしながら、河川ごとに、どの箇所が決壊するかということシミュレーションし、更に、可能性のある箇所全てをハザードマップ上に示すことは極めて困難と言えます。したがって、今後、天塩川などの管理者である旭川開発建設部や関係機関との協議を進める中で、できるだけわかりやすい資料づくりに向けて検討してまいりたいと考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）（登壇） 私から、合流式下水道改善計画についてお答えいたします。

渡辺議員お話しのとおり、本市下水道事業は、昭和33年に都市計画法に基づく事業創設を契機として、36年に着手しました。当時は、水洗化の促進と浸水対策を同時に進めることのできる合流式下水道により、整備区域の拡大に努めていましたが、その後、昭和45年に水質汚濁防止法が制定となり、公共用水域の水質保全項目が追加されたため、以降は雨水と汚水を別々の管渠で排除する分流式に切りかえて整備を進めてきました。

このような経過から、早い時期に下水道事業に取り組んだ自治体を対象として、それまでの合流式下水道を分流化するための改善事業が進められています。特に合流式下水道緊急改善事業は、大雨による浸水を回避するために、やむなく合流管渠からの未処理水を河川に放流する回数を半減することや、その水質を分流式並みに改善することを目的に、区域を定めて集中的に取り組む事業であり、本市では、大雨時に一部未処理水をチューブス川に放流していた中部第3排水区の40.4ヘクタールを対象に事業を実施し、平成25年度に完了しています。

その検証結果は、水の汚染度をあらゆるBODの基準が約20%改善したほか、雨水放流口でのスクリーニング検査では、それまでのティッシュペーパーや野菜残渣など夾雑物がほとんど見受けられない状態にまで改善するなど、一定の成果を上げています。

次に、合流改善事業の進捗状況と完了予定時期についてです。

合流管渠を分流化することによる改善効果は、放流水の水質改善に加えて、道路などの浸水対策と処理場能力の負担軽減にもつながることから、緊急改善事業の完了後も継続して実施しています。27年度末の総管渠延長175キロメートルに対する合流管延長は34.1キロで、このうち改善済みは14.1キロであり、その進捗は約42%となっています。当初計画では、26年度から35年度までの10年間を事業期間としていましたが、国の社会資本整備総合交付金の配分が年々減少し、本年度にあっては要望額の約6割の交付となったことから、3年から5年程度、事業期間が延長となることを想定しています。

合流改善事業は、全ての管渠が改善した後に、その効果を大きく発揮することから、引き続き国に対しては、安定的な交付金の配分により事業の長期化を避けるよう要請してまいります。

最後に、合流式または分流式地域と浸水被害との関連性についてです。

下水道を整備する際の排水能力の積算については、地域での過去の降雨量の実態をベースに、5年に一度の大雨を想定した上で決定しています。本市の雨水管渠の設計は、1時間当たり最大32.7ミリの降雨量を処理可能としています。しかしながら、8月20日早朝6時から8時までの2時間雨量は59.5ミリ、更に、8時から9時までの1時間雨量は41ミリの猛烈な豪雨となったことにより、合流地区、分流地区にかかわらず被害が発生しました。

当日の気象予報から、排水能力を超えた雨量となることが想定され、加えて、放流先となる剣淵川の水位上昇等により西栄地区、弥生地区など低い地盤への浸水が懸念されたため、午前7時20分から名越大橋、弥生緑地、観月橋など5カ所で6台の排水ポンプ及び大型防災ポンプをフル稼働し、強制排水に努めましたが、複数の地域で浸水被害が発生しました。特に12丁目から13丁目にかけての国道を起点とした東西地区での浸水が激しく、中でもJR宗谷本線までの西地区では道路が冠水し、床上・床下浸水などの被害が発生しました。

こうした要因の一つには、本市中央市街地区の地盤が北地区及び東地区で高い形状にあり、例えば国道北1丁目宮下通地点と12丁目名越通り地点の高低差は7.4メートル、南中学校付近と名越通り踏切付近の高低差は最大8.8メートルあることから、短時間の集中豪雨により下水道施設が満水状態となったため、道路上の雨水が地盤の低い地域に一気に集中したものと分析しています。

渡辺議員お話しのとおり、近年、地球温暖化の影響などの気象変動により、台風や想定範囲を超えた局地的大雨が頻繁に発生しており、全国各地に大きな被害をもたらしています。現在までの浸水対策として、河川改修や下水道の整備など、国・道と一体となって対策を講じてきました。当面は、合流改善事業の早期完了に向けた取り組みを進めることと、あわせて、このたびの被害状況を検証し、効果的な土のうの配置や新たな排水ポンプの設置など、減災対策についても地域・関係機関と協議を重ねるなど、市民生活の安全性の向上に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） 再質問をさせていただきます。

3点、再質問させていただきます。

まず、今回の一連の災害に関しまして、避難を要する地域も出たということですが、なかなか災害が起こるまちでないので、市民にとってもなかなか、指示が出ても、どうしていいかわからないという、困惑した部分もあるのかなという数字に思えます。

そういった意味で、先ほどいろいろ、避難指示の周知にも努めるというお話もありましたが、具体的にどのような形で市民周知、今までもされていると思うんですね、その状況でなかなかされていないという現状を踏まえて、今後新たにどのような形で周知していくのかということと、個人的に私が思うのは、今回ちょうど、今まだ災害が起きた直後ですので、できるだけ早い時期に、市民の意識が防災に関して高いうちにすることが効果的ではないかと思うんですけども、いつごろまでにその辺ができるのかということを一、まずお聞きいたします。

それと、指定緊急避難所と指定避難所の違いについてですが、先ほど御答弁もいただいたんですけども、まずは今、ハザードマップということで、各戸に今配布されております。それで、一番上に、一応その地区の避難所という形で書かれておりますよね。そうすると、当然、これ持っている人って、ここなんだという、まず認識を持っているんじゃないかということがまず1点。

それと、ホームページ上に指定緊急避難所と避難所の違いを明記して、それぞれの建物も書いております。そういった意味から、今回、つくも青少年の家とターミナルを使ったというのを否定するわけではないんですけども、今後そういうことも想定されるんだよということも含めて、市民周知していく必要があるのかなと思いますので、その辺の考え方もお知らせ願いたいと思います。

それと、最後に御答弁いただいた合流改善事業の関係で、今回、中央から北というか、北地区、平成25年度に終えた緊急対策でやった部分と、今回浸水した部分、合流と分流だからといって、さほどそんなに変わりなく、地域によっては浸水しましたという御答弁だったんですけども、実際、下水道管の中も、やはり長年使っていると、例えばいろいろ、水だけじゃなくて、いろんなものがたまっているとか、そういうことも考えられると思うんですけども、検証される際に、そういった部分の検査、調査、もしくは、それに対する、例えば清掃作業であるとか、その辺のことはどのようにされてきたか。この3点お願いします。

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） それでは、渡辺議員の再質問に、3点ございましたので、最初の2点について、私から答弁させていただきます。

まず1点目、避難を要する方々にお知らせする避難情報等々について、なかなか周知されていないことに関して、それだけではなく、いわば事前の備え、そういうことも含めてであろうと思いますけれども、具体的にどのような手法を用いるのかということでもあります。

先ほど答弁でも申し上げましたとおり、まずは今、市のホームページやなんかでも掲載しているものがありますが、その内容について点検し、必要なものは充実をしていきたいと思っています。また、この後、今回の災害を一定程度検証して、今、一定程度、検証はしてきているんですが、全体として最終段階、総括できている状況まで至っていませんので、そうした総括をする中で、広報等を通じて、これはお知らせしていく必要があるだろうと思っていますし、広報の掲載に当たっては、これは定期的にといいますか、一定時期にやはりお示しをする、例えば災害の近いような時期にお知らせをすることも必要だというふうに考えています。

そのほか、市長の答弁でも申し上げておりますが、防災に関する研修会や訓練、こういった中でも、十分に理解していただく機会を設けるべきと考えておりますし、先ほど、早い時期にというお話もありまして、実はこれは大分前から予定していたスケジュールでしたので、公民館講座ということで開催したわけですが、残念ながら市民、多くの方に参加いただけなかった、この点については、私ども、周知の仕方も含めて、再度点検をしなければならないかもしれま

せんけれども、こういったことで、実施しておりますので、そういった情報もできるだけ知っていただくようにしたい。

それ以外には、地域でいろんな会合等があれば、そういったところに、例えば出前講座的に、あれば出向くなどのことについても、今後検討していけるのではないかというふうに思っています。これらの方法によって、より理解をしていただくように努めたいと思います。

続きまして、2点目の避難所の違いについてでございます。

ハザードマップに関するお話がありまして、実際に私の手元に今、ハザードマップがございますが、例えば今回、ハザードマップで1ページ目なんですけれども、実際に市内の北地区、ここでは一番上に、あなたの避難所は土別中学校ですというふうに記載しています。これはまず、こういう洪水災害の想定がされる、あるいは避難情報が出たときには、まず第一には土別中学校に向かってくださいというふうにお知らせをしています。

それから、先ほど答弁でも申し上げましたが、もしその期間が長期間に及ぶ場合ですとか、あるいは何らかの条件が変わるといった場合には、それ以外に、例えばこの地区でいいますと、たまたまターミナル、つくも青少年の家、そして翔雲高校も、指定外ということで記載をさせていただいているわけですが、これ以外の避難所も含めて、これはその時々災害の種類、今回は洪水ハザードマップですから、水害に関してですけれども、そういった状況であっても違う避難所を使う場合もあるということで、お話にありましたように、今後こういう対応というのが想定されますので、その点についても、先ほど申し上げた手法も含めて、できるだけ理解いただくように努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 私から、下水道管渠の点検及び清掃についてお答えをいたします。

下水道管渠の点検につきましては、一番小さな汚水管の口径が10センチ、雨水管の最大口径が3メートルという状況の中にありまして、毎年定期的に目視及びテレビカメラによる管の検査をしております。

一つには、管の中に滞留物が残っていないか、または亀裂などの損傷がないかという点検があります。そうした中で、地域を定めまして、おおよそ毎年1.5キロから2キロの管について点検をしております。そうした中で、滞留物があつた場合については、高圧洗浄で管の中をきれいにするというようなことを毎年繰り返しております。

特に、このたびのような大雨があつたときには、例えば木の枝ですとか、草ですとか、ごみですとか、ふだん流れてこないものが、冠水と同時に一遍に下水道管に入ってくるという状況が多々ございます。ですから、毎年、秋口の8月、9月の豪雨時期が終わつたところをめぐり、毎年点検・清掃を実施しているところであります。

以上です。

○議長（丹 正臣君） まだ渡辺議員の一般質問が続いておりますけれども、ここで昼食を含め、

午後 1 時30分まで休憩いたします。

(午前 1 1 時 4 9 分休憩)

(午後 1 時 3 0 分再開)

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

渡辺議員。

○5 番（渡辺英次君）（登壇） 2つ目の質問は、新たな地域公共交通手段を考える必要があるために幾つか質問いたします。

地域公共交通は、市民の足として必要なものであるにもかかわらず、過疎地においては、利用者数の激減から活性化、再生することが課題となっております。本市はこれまでに、地域公共交通活性化協議会が核となり、ニーズ調査や実証実験などを経て、デマンドバス方式の運行、さほっちタクシーの運行、ハイブリッドノンステップバスの導入、バス待合所の整備、バスマップの作成などに取り組んできました。また、本議場でも幾度となく議論されてきましたが、いまだ生活に不便を生じている市民が今後も更に増えるであろうと危惧しているところでもあります。

私が26年第3回定例会で、少数であっても利便性向上のための新たな施策を要望した際の答弁では、地域公共交通活性化協議会と福祉有償運送運営協議会、関係団体とさまざまな支援策について検討する、これまでの枠組みにとらわれず、新たな公共交通のあり方について調査研究を進めるとありましたが、まずは、その後新たに協議された事項にはどのようなものがあつたかお聞きします。

他の自治体で取り組んでいる事例を見てみますと、目的や行き先を絞った乗り合いタクシーを活用したり、地域ボランティアを活用したデマンド方式、地元企業・商店の協賛を得て運用を開始したり、さまざまなケースが見受けられました。そこに行き着くまでには、本市同様、バス事業者への行政からの補助がされていましたが、それが限界を超えたことにより、新たな取り組みとして開始されているとのことでした。

国土交通省でも本年6月15日から、地域公共交通の活性化及び再生の将来像を考える懇談会が開かれ、これまでに3回の開催があり、これまで10年間の取り組みの検証と今後10年先を見越した新たな取り組みの協議がされております。本市においても、まさに喫緊の課題として、新たな施策の実現に向け、積極的かつ専門的知識の中で協議を進め、新たな施策に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

本市では、観光型乗り合いタクシーとして、さほっちタクシーの運行をしております。制度上の乗り合い許可もクリアしているのですから、もう一步踏み込んで、例えば企業・商店とともに連携をとり、お買い物や金融機関等を利用目的としたお買いもの乗り合いタクシー、メイ

ちゃんであるとか、病院や市役所などの公共機関を利用目的とした生活支援型乗り合いタクシー、みーちゃんなど、市民に浸透するような施策の実現はできないものでしょうか。

前回の質問でも申し上げたとおり、少数であっても生活が不便である方の支援をする一方で、今後も必要である地域公共交通を担う地元企業とも連携した中で、継続性の確保も考えるべきと考えますが、市の見解をお伺いし、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在の公共交通を取り巻く状況は、少子高齢化の進行と人口減少も相まって、利用者の減少が続く厳しい環境下であり、各自治体においても、持続可能な公共交通の構築に苦慮している現状にあります。

このような中で、本市では引き続き、市内循環や各地域を結ぶバス路線の維持に努めているほか、昨年4月からの温根別地域における中学生の通学に当たっては、温根別線の一部をスクール線として位置づけるとともに、高校生や一般の方の利用も可能にし、温根別行きを1便増やしたところです。あわせて、運行経路についても、要望の多い市立病院を経由するよう見直しました。

また、平成27年度には、さほっちタクシーを実証運行から本格運行へ切りかえたほか、バスマップを更新し、公共施設や土別軌道、土別駅などに配架するとともに、転入者にも配付しているところです。28年度においては、朝日地区で運行しているコミュニティバスの経路を一部デマンド化するなど、地域公共交通活性化協議会での協議をもとに各地の取り組みを進めてきました。

一方、高齢者や障害者などの移動制約がある方への外出支援のあり方については、26年10月の福祉有償運送協議会において、公的サービスや民間サービスが数多く複雑なため、対象者の範囲や利用の仕方、周知方法など、市民がわかりやすく利用しやすい制度に整理すべきとの意見も出されたところです。

こうしたことから、既存サービスの検証とあわせ、過去に実施した高齢者実態調査や地域政策懇談会、老人クラブなどの聞き取りの中で要望されていた敬老バス乗車証交付事業の一部有料化による対象年齢引き下げなどを含め、新たな外出支援制度についての検討を進めてきました。その結果に基づき、27年4月からは、障害者福祉サービスである福祉ハイヤー料金等助成事業において、対象となる障害区分を拡大するとともに、ハイヤー利用が困難な重度障害者に対する自家用車の燃料費助成を開始したところです。

本市における公共交通の維持・拡充に向けては、21年3月に策定した地域公共交通総合連携計画に掲げている効率的で利便性の高い持続可能な公共交通体系の構築を基本方針として、各種施策を展開してきており、これまでも市内循環内回り線の経路変更を初め、武徳線や温根別北線のデマンド化、市内循環東西線の通年運行実証実験、さほっちタクシーの運行などを行ってきました。

過日の北海道新聞でも報じられたように、現在、地域公共交通の一つの方法として、地域ボランティアによる自主運行バスや、一般ドライバーが自家用車で住民らを運ぶ乗り合い式のライドシェアなど、さまざまな取り組みも始まっています。渡辺議員から御提言のあった買い物乗り合いタクシーや生活支援タクシーなども、新たな手法として可能性のあるものと考えます。

しかしながら、いずれの事業においても、その担い手が誰になるのか、既存の事業者が担うことができるのか、それとも自治会やボランティア組織が担うことが可能なのかなどのほか、事故に対する責任能力などが大きな課題となっていることも事実であり、加えて、事業の採算性や継続性、既存の交通事業者との競合なども含め、多方面での検討も不可欠と考えています。

こうした課題も含め、地域公共交通活性化協議会を中心に、現状と将来を見据えた公共交通のあり方や可能な支援策について検討を進めていく必要があると考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） 再質問いたします。

ただいま御答弁いただいて、その後も協議会の中で、さまざまな手法を検討されているということで、非常に前向きで、それはすばらしいことだと思うんですけども、なかなか現実化していない部分であるとか、現実化できていない地区も正直あると思います。

今回も先日、市議会のほうもそうですし、活性化協議会もそうですし、市のほうにも、関係機関のほうに自治会が、観月と駅南の自治会から連名で要望書も出されております。そういった意味からも、当初試験的にやりましたけれども、利用実績がなかったということで、例えば夏場の路線は難しいという結論は、これまでの議会の中でもお話ありましたので、重々承知しておりますけれども、今後また更に、そういった要望も増えてくる可能性もあると思います。

それから、道交法の関係で、例えば高齢者の免許をなるべく返還するような形になっていけば、比較的遠くへ行きたいという意思のある方でも、足がないという方も増えることもありますので、できれば具体的に、協議会の中で協議していくけれども、なかなかできないというんじゃなくて、形になるような方向で進めていけないものかと思うんですけども、前回は答弁いただいたとおり、これからも協議していくということなんですけれども、現実的にそういうふうな、地区によってはなかなか変わっていない部分もありますので、今後できるだけ早急に、形になる方向で検討を進めていただきたいと思うんですけども、その辺のお考えをお願いいたします。

○議長（丹 正臣君） 中峰部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 再質問にお答えいたします。

お話のように、本年6月13日ですけれども、観月自治会、そして駅南自治会、それぞれの自治会長さんの連名という形で要望書をいただいております。これは、お話にありましたように、市、議会、そして公共交通活性化協議会と、あわせてバス事業者のほうにも、そのような要望があったというふうにお聞きしています。その際も、なかなか実証実験の結果、難しかったと

いうところで御説明もいたしましたし、その際にも、ほかにも検討できる方法があるのではないかとのお話もいただきました。

今、渡辺議員からお話がありましたように、また道交法の改正なんかで、国の方針も、これまでの10年間を検証して、この先の10年間をどうやって考えるんだということでの懇談会も開催されているようですし、先ほどの質問にもありましたけれども、専門家のそういった所見も入れてという話もありました。

そういった中で、まずは通年の運行、西地区においては難しい結果とはなっていますけれども、それ以外に、例えば違う手法を用いることによって、それは例えばですけれども、内回り線などとの連動なんかも含めて検討する。それに対しては、国の補助を受けられる場合もあるということも聞いておりますので、前と同じような実証実験はできないわけですが、組みかえをしていくことで手だてもあるのかなというふうに、調査の結果わかっております。したがって、そうした手法を含めて、今後また具体的な検討をしていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） 最後の質問は、市民学習自主企画支援事業について質問いたします。

この事業は、市民自主企画事業マイプラン・マイスタディ、うるおい楽習塾事業、青年自主企画事業、女性自主企画事業の4事業があり、マイプラン・マイスタディについては、5名以上のサークルが企画する学習会や講演会などに対する講師謝礼の支援、うるおい楽習塾は、自治会や老人クラブを対象とした講習等に対する講師謝礼等の支援、青年自主企画事業及び女性自主企画事業については、2年を任期とした自主企画委員が企画する事業経費等を支援することとなっております。趣旨としましては、その名のとおり、市民団体が自主的に企画立案したものである補助事業となっております。

まずは、この4事業の違いについて検証したいと思います。

わかりやすくするために比較表を用意いたしましたので、比較表をごらんください。

まずは、ただいまお話ししましたとおり、対象団体としましては、マイプラン・マイスタディに対しては5人以上の市民の団体、そして、うるおい楽習塾は自治会もしくは老人クラブ、そして、青年自主企画、女性自主企画に関しましては、教育委員会が設置しております自主企画団体もしくは自主企画委員に対してが対象となっております。

対象事業ですが、マイプラン・マイスタディと女性自主企画に関しましては、対象となっている事業が同一となっております。うるおい楽習塾については、基本的には学習活動であれば全般的に認めております。青年自主企画は、学習、社会奉仕、イベント、交流イベント、あと青年組織の育成が該当しております。

支援する経費ですが、マイプラン・マイスタディに関しては、講師謝礼もしくは会場の借り

上げ、あとかかる材料費が該当となっており、楽習塾については、講師の謝礼が該当となっております。また、青年自主企画、女性自主企画に関しましては、年間通しての事業となっておりますので、年間にかかる事業の経費全般的に見られるということになっております。

また、経費の限度額ですが、マイプラン・マイスタディに関しては、総額で2万円が限度となっております。また、利用できる回数は年に1回ということになっております。うるおい楽習塾は、上限が1回につき5,000円、それで、同一団体で年3回まで申請することができます。青年自主企画、女性自主企画に関しましては、年間内の予算を組んでおりますので、予算内で各、一つ一つの単体についての限度額というのは定められておりません。そういった形で、マイプラン・マイスタディについては各市民団体への補助という形で、青年自主企画事業と女性自主企画事業につきましては、市教委が設置している自主企画団体の年間の活動を通しての各事業への補助ということになるかと思えます。

まずは、この4つの事業の意義、それと実績・成果をお知らせください。

次に、マイプラン・マイスタディと女性自主企画事業に関して。

この事業は、補助対象とする事業が同一となっております。細かく言えば、女性自主企画事業に関しては、項目ごとに更に細分化して、具体例が挙げられておりますが、基本的に同じであることが言えます。そこで、これまでにそれぞれで実施された事業は、主にどのようなものがあつたのか、これまでに同趣旨のものはあつたのか、この2点を伺います。

これはどういうことかという、例えば団体で羊の肉を使ったメニューの実習会を開催したいとします。対象事業でいえば、料理ですから、生活の分野に該当します。これがマイプラン・マイスタディの事業であれば、講師謝礼や材料費を含め、事業を活用できるのは年1回まで、限度額は合計で1万円ないし2万円となります。ところが、女性自主企画事業が同様のものを開催したい場合、回数や1回当たりの上限ともに制限はありません。しいていえば、年間での予算組みにしている額以内であることが必要であるということになるかと思えます。

公平さという観点での見解をお伺いします。

次に、青年自主企画事業及び女性自主企画事業に関する考え方を伺います。

この2事業は、これからを担う青年の育成並びに女性の積極的な社会参画が最大の目的であるにもかかわらず、ともに活動が縮小してきているのが現状となっております。その要因をどのように捉えているか、お知らせください。

私が思うに、青年自主企画事業も女性自主企画事業も、趣旨で記載されていることと現状の、いわゆる人づくり、まちづくりが見合ったものとなっていないのが要因ではないかと考えます。自主的に企画したものには自由度も必要となるわけで、その際、要綱に定められていることに合致しない場合もあるのではないのでしょうか。

また、現在では、本市において、この趣旨と同様の市民団体も活動しており、当時は一定の役割を果たしたと評価する半面、現在ではこの事業の必要性、もしくは中身の改善もしていくことが必要と考えます。市教委が設置する青年自主企画事業と女性自主企画事業の意義と今後

の方向性をどのようにお考えか御答弁いただき、質問を終わります。

○議長（丹 正臣君） 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長（村上正俊君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、マイプラン・マイスタディ事業の意義、実績と成果についてであります。

この事業は、市内の団体及びサークルが自主的に企画する学習活動において、その団体及びサークルの更なる学習意欲の向上と、今後の学習活動の拡大を目的としています。

平成25年度は12団体で505人、26年度は13団体で528人、27年度は13団体で504人の利用があり、3カ年で継続利用団体は6団体、新規の利用団体は24団体あり、一般参加者を対象としているところから新規会員の加入があるなど、今後の学習活動の拡大につながったところであります。

次に、うるおい楽習塾事業についてであります。

この事業は、自治会及び老人クラブが自主的に企画する活動を通して、団体内における交流と生涯学習としての学習意欲の向上を目的としています。

25年度は26団体で560人、26年度は15団体で412人、27年度は12団体で282人の利用があり、3カ年で継続利用団体は5団体、新規の利用団体は32団体あり、学ぶことに対する楽しさを感じる機会を提供し、団体内の交流が図られたところであります。

次に、青年自主企画事業についてであります。

この事業は青年の積極的な社会参画とネットワーク化を図りながら、企画イベントや学習会などを実施し、まちづくりに寄与することを目的としています。

25年度は5イベントの実施で参加者92人、26年度は3イベントで70人、27年度は3イベントで42人の参加があり、各種の企画イベントを継続実施しているところであります。特に、「サントがおうちにやってくる！」イベントは、小学生低学年以下の児童とその保護者に大変人気のあるイベント企画として、年間平均30組の申し込みがあり、市民にとって楽しいまちづくりに一翼を担ったと考えております。

次に、女性自主企画事業についてであります。

この事業は、女性の積極的な社会参画及びネットワーク化を促進し、人づくり、まちづくりに寄与しながら、女性の教養と地位の向上を目的としています。

25年度は3件の講演会を実施し、167人が参加、26年度は4件の講演会で243人が参加、27年度は2件の講演会で129人が参加したところであります。講演内容は、日常生活における課題や文化・教養に関することなど、女性を取り巻く生活環境に即した内容であり、女性の教養と地位の向上に大きく役立ったものと考えております。

次に、マイプラン・マイスタディ事業と女性自主企画事業との関連についてであります。

マイプラン・マイスタディ事業は、主に俳句や手芸、韓国語などの文化・教養に関する講座や、ダンスや体操などに関する健康に関する講座、子育てや気候変動などに関する知識・教養に関する講座などを実施しており、女性自主企画事業においては、人とのコミュニケーション

を身につける手法や無駄なものを整理していく方法を学ぶ日常生活に即した講演会、また、韓国などの生活文化を学ぶ文化・教養に関する講演会、ウォーキングを効果的に行う健康講演会などを実施したところであります。

この中で、26年度において、文化・教養に関する講座・講演会で、韓国の文化を学びながら語学も学ぶ、同じ趣旨の分野を同じ講師が担当し、両事業を実施していますが、渡辺議員御指摘のとおり、マイプラン・マイスタディ事業では限度額2万円、女性自主企画事業については必要予算の範囲内での事業執行となり、予算規模に差がありますので、限度額のあるマイプラン・マイスタディ事業に統一し、講師謝礼を2万円と定め調整し、事業を実施したところであります。

この両事業は、対象事業の範囲が類似しており、支援経費にも差がありますが、マイプラン・マイスタディ事業については、主催が市内団体サークルであることから、必要経費の一部を支援しているところであり、女性自主企画事業については、市が委嘱した自主企画委員の企画事業でありますので、市の主催事業として、必要経費を予算の範囲内で措置しているところでもあります。

次に、青年自主企画事業と女性自主企画事業に対する考え方についてであります。

この両事業は、青年及び女性の育成と積極的な社会参画並びにネットワークづくりを目的としていますが、近年は活動が縮小し、任期終了後に公募をかけても新規構成員が獲得できず、従来の構成員が継続して事業を実施している状況であります。

活動が減少化した要因には、渡辺議員御指摘のとおり、積極的な社会参画とネットワークづくりという要綱に記載されている事業の趣旨と実際の企画運営との認識に相違がある一方で、特に青年については、青年会議所や羊まつり実行委員会など青年組織が独自に活動しており、行政が支援する自主組織は徐々に活動が停滞してきたものと考えております。

青年及び女性がみずから学習の機会を企画し、学び、研修することは、これからのまちづくりの中心的役割を担うものとして極めて重要なことでありますので、再度事業の趣旨や内容、組織形態の見直しを進めながら、事業の継続を図っていきたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 2番 喜多武彦議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） 第3回定例会に当たり、通告に従いまして、一般質問を一問一答にて行いたいと思います。

まず最初に、つくも青少年の家の運用についてお伺いしたいと思います。つくも青少年の家の位置づけについてであります。

つくも青少年の家は、青少年が団体宿泊による共同生活及び研修を通して、規律・協同・友愛・互助の精神を養い、心豊かでたくましく生きていくことができる社会人として成長するための人づくりの場として、昭和43年に開設されています。子供たちがたくましく成長するために、集団生活の中から多くを学ぶことができる施設として、チャレンジスクールや子ども会研

修など活発な利用があり、道内でも施設の評価、活用は、とても高く評価をされております。

そこでお伺いいたしますが、近年、生きる力を育むために重要と言われている子供の体験活動の推進について、つくも青少年の家はどのような役割、位置づけであるか。水郷公園や天塩川などの周辺環境との連携も含めて、そのお考えをお聞かせください。

また、子供の貧困対策に関する大綱に基づき、毎年、児童養護施設では自立支援の一環として、体験活動を青年の家、あるいは施設を夏、冬、利用されております。私も何度となく、プログラムのお手伝いに伺っておりますが、過去につくも青少年の家を利用された方々からは、利便性のよさを強調されております。冬の移動は施設の特性上、交通アクセスの悪くなる山奥の施設では移動に不安を感じるなど、意見をいただいております。しかし、土別は高速道路の整備により利便性が高い場所にあり、まだまだ利用者の増加が望めるものと考えますが、いかがでしょうか。

次に、施設のあり方についてであります。

つくも青少年の家につきましては、築48年を経過して、施設の老朽化が著しいことから、平成27年第1回定例会では松ヶ平議員から、平成27年第4回定例会では大西議員から、施設のあり方について質問がされたところです。いずれも答弁では、自治体運営改革会議での廃止の方向性を基本に、隣接するサイクリングターミナルと施設統合を検討するという答弁がされてきました。理由は、施設の老朽化とともに、2つの施設を存続させることによって、施設維持経費の市財政にかかる負担が大きいとの判断であるとの見解であります。

しかし、つくも青少年の家は、子供の体験活動での利用という重要な役割のほかに、高校や大学などのスポーツ合宿の受け入れもあって伺っていますので、スポーツ合宿の里として2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた合宿誘致を行うには、施設統合によって市全体の宿泊キャパシティを減少させるタイミングではないと考えております。よって、つくも青少年の家の施設の維持経費は、公の施設として必要なものではないでしょうか。

水郷公園再開発における予算づけが本年もされておりますが、施設の充実に充てる予算が乏しいのであるならば、スポーツ振興助成金を活用しながら、合宿の里としてのキャパの確保としての位置づけも視野に入れるのも必要と考えますが、いかがでしょうか。

平成28年度のスポーツ振興助成金の予算額が292億円、一次申し込みでは満度に届かず、現在、二次募集の受け付けをされております。本年、本市では申請をされたのかも伺いたいと思います。

前回引き合いに出させていただきました網走市は、本年も2案件、1,000万円強の助成を受けております。4年連続の助成を受けております。また、合宿の人数も年々伸びております。これが交流人口につながっているというふうに私は捉えております。

私は、つくも青少年の家が道北の青少年教育の拠点であると考えておりますし、逆に、今置かれている施設の存続課題をチャンスと捉え、現有施設に必要な補修や改修を行うことによって施設を存続すべきと考えていますが、このことについて見解をお伺いしたいと思います。

(降壇)

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えいたします。

最初に、子供の体験活動における、つくも青少年の家の役割や位置づけについての御質問であります。

子供の体験活動は、自然体験、社会体験など、自分の体で実際に経験する活動であり、五感を磨き、感性を高め、豊かな人間性を育むためには、大変重要なものであると認識しております。

つくも青少年の家は、青少年の体験活動を主とした教育の中心的な施設として、チャレンジスクール、子ども会リーダー研修、学校の宿泊研修など、子供たちが集団生活を行う研修の場としての役割を担っているとともに、体験プログラムは、創作活動やニュースポーツ、恵まれた周辺環境を活用したウオークラリーやキャンプファイア、天塩川でのカヌー体験、水生昆虫探しや水遊びなど多種多様な体験を提供してきており、他の市町村からも、子供たちの体験の場、研修の場として幅広く活用がされてきたところです。

次に、利用者の増加についてであります。

つくも青少年の家の交通の利便性については、開所以来高い評価を得ており、高速道路の土別剣淵インターの開通によって、交通アクセスは更に向上したところです。しかしながら、施設の老朽化ということはありませんものの、近年は児童・生徒の減少傾向と、それに伴う青少年の地域活動やスポーツ活動、文化活動団体の減少が加速度的に進行しており、結果として宿泊利用は低迷を続けている状況であります。このことから、今後の利用者の増加は難しいと認識するものです。

次に、つくも青少年の家のあり方についてです。

喜多議員お話しのように、現施設の補修や改修を行うことで、施設運営管理の延命は可能であると考えます。しかしながら、本市では、高度経済成長期を中心に整備した多くの公共施設が改築や大規模改修の時期を迎えており、今後、この更新等にかかる経費は大きな財政負担となるわけであります。加えて、人口減少や少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化によって、公共施設に求められる役割も大きく変化してきており、将来を見通した施設のあり方について見直すことが喫緊の課題となっております。

このため、現在は公共施設マネジメント計画を策定中で、このような中で、つくも青少年の家については、平成27年第4回定例会で大西議員に答弁したとおり、サイクリングターミナルにその研修機能を移す方向で検討しているところです。

ただ、つくも青少年の家の宿泊定数は82人、サイクリングターミナルは51人でありますので、単に両施設の統合ということになると、本市全体としては宿泊定員の減少となります。そこで、今後の検討においては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた合宿誘致の拡充の時期と重なりますので、市内の宿泊施設の状況も注視しながら、その手法や時期については

慎重に判断してまいりたいと存じます。

次に、スポーツ振興助成金の活用についてでございますが、独立行政法人日本スポーツ振興センターへ問い合わせたところ、つくも青少年の家の改修としての活用には難しいとの判断をしております。市といたしましては、本助成金は、29年度に計画している陸上競技場のトラックの張りかえを含む改修事業での活用を重点に準備を進めているところです。

つくも青少年の家がこれまで果たしてきた役割については十分理解しておりますことから、つくも青少年の家の機能を今後どのように生かしていくかについては、ただいま申し上げた公共施設マネジメント計画でしっかりと議論を行ってまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君） 質問というか、要望を含めて、ちょっとお話ししたいんですけども、過去、20年ぐらい前ですと、利用者が5,000人を切るころがあったときに、それから、道の派遣主事が新たにいろんなプログラムを考えて、それをいろんな学校へ行ったり会社へ行って、つくもではこういうプログラムをやりますということを広報していただきました。それによって利用者の回復があり、もちろん宿泊も含めてなんですけれども、約1万人近くの方が利用するようになった経緯が、もう御存じだと思うんですけども、それを踏まえていくと、今まさに老朽化がされて、利用がされていないわけではなくて、利用はされているけれども宿泊が難しいという問題であれば、宿泊を伴うことは、当然2020年の話にはなるんですけども、改修をしながらでも、プログラムを含めて、新たにまた掘り起しをしていく時期ではないかなと。ピンチをチャンスと捉える時期は、まさしく今ではないかなというふうにも思っています。

また、先ほど私も言いましたけれども、各青年の施設が道内ではいろいろありますけれども、ほぼ指定管理を受けていく施設になっております。その指定管理先という中には、民間の、例えば専門店会だとか、そういう昔は考えられないようなところに指定管理をしていくだとかというのものもあるわけですから、少しずつ改修をしながらでも、いずれは、あるいは指定管理をしていくだとかという方向性も考えていくことも必要であろうと思いますし、あの辺一带を考えたときに、観光という意味合いも非常に強いというふうに私は考えています。

先ほど、スポーツ振興くじの助成については難しいという答弁をいただいたんですけども、非常に今、緩やかになってきているのは事実なんです。後ほど教育委員会のほうに資料はお渡ししますが、非常に導入、例えばバスの導入だとか施設についても、本当はかなり緩やかになっています。ここは文章一つで、どうにでもなるようなものではないかなというふうに思っています。

ですから、諦めるのではなくて、この助成金というのは、堂々と手を挙げてもらう事業だと思うんですね。士別がこういうふうにありますというプレゼンをすることによって、評価をしていただくことによって助成金をもらうわけですから、それによって堂々と、また来てもらう、交流人口を増やすことへのつながりにもなるような気がしてなりません。

何はともあれ、この次の質問にも移るんですけども、やはり一つ、もう一つお願いしたいのは、道の派遣主事をいま一度お願いして、教育に対する道からの派遣をもらって教育の充実に充てていただきたいということをお願い申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

(登壇) 2つ目の質問に入ります。

2つ目の質問は、コミュニティ・スクールについてお伺いいたします。

コミュニティ・スクールにつきましては、国においても、教育再生実行会議の第6次提言において、地方創生を実現する教育のあり方として、コミュニティ・スクールを初めとした学校と地域との連携、協働体制の構築による学校を核とした地域づくりの方向性について提言がなされました。このことを踏まえて、中央教育審議会への諮問に、今後のコミュニティ・スクールのあり方や全ての学校のコミュニティ・スクール化への方策の検討が盛り込まれました。

まず、コミュニティ・スクールとはどのような制度なのか。学校と保護者、地域との関係がどのように変わるかなど、内容についてお伺いいたします。

平成16年度から制度が導入されていますが、遅々として進まないのが現状でしたが、近年急速に活用・導入に至る自治体が増えているのには、何か理由があるのではないのでしょうか。

現在、学校においては、学校評議員制度を活用されているが、類似性を指摘する向きもありますが、明確な違いも伺いたいと思います。

先般、導入された地域の方のお話を聞く機会をいただきました。本市においても10人の参加者があり、旭川の教育局で行ったわけですけども、10人の参加をいただいているところがあります。学校と地域が連携・協働して学校運営を進める、双方が充実する制度にもかかわらず、いろんな誤解や懸念があったようです。本市において、現在、具体的に導入に向けての調査・分析、先進地との意見交換などされているのなら、お伺いしたいと思います。

登別市においては100%導入されております。上川管内においても、東神楽町、占冠村等々、導入されております。今後、文部科学省では、導入に向けて努力義務という表現で、各地に落とし込むと伺っております。本市の方向性を伺いたいと思います。(降壇)

○議長(丹 正臣君) 安川教育長。

○教育長(安川登志男君) (登壇) 喜多議員の御質問にお答えします。

コミュニティ・スクールは、これまでの学校評議員制度などの地域に開かれた学校づくりの取り組みを更に一歩進めるものとして、平成16年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により導入された制度であり、校長及び地域住民、保護者などから構成される学校運営協議会が設けられた学校について、コミュニティ・スクールの指定ができるものです。

この学校運営協議会の役割としては、校長の作成する学校運営の基本方針を承認する、学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べる、そして、教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べられるの3点があり、この役割を通じて、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させることができることから、コミュニティ・スクールは地域とともにある学校づくりを進める有効な手段とされています。

コミュニティ・スクールの大きな目的は、学校や子供たちが抱える課題や家庭、地域社会が抱える課題を地域ぐるみで解決し、子供たちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現を図るため、地域の力を学校運営に生かすことではありますが、本市においては、これまでも学社連携・融合といった動きの中で、学校と地域のつながりを深める動きが地域社会の中で進められてきた実態があります。

次に、近年コミュニティ・スクールの指定が増加している理由ですが、文部科学省が28年度末までに全国の公立小・中学校の1割に当たる約3,000校をコミュニティ・スクールにすることを目標に掲げ、補助金の交付や教員の配置など、制度導入を積極的に後押ししていることが要因に挙げられます。更に、一部の有識者からは、23年3月の東日本大震災の際に学校が避難所として大きな役割を担ったことで、地域と学校のきずなが改めて再認識されたことが要因に挙げられております。

また、コミュニティ・スクールは当初、市民が学校現場を監視する制度であるといった意見が文部科学省に寄せられるなど、教育関係者の一部から強い反発を受けることとなり、特に教職員の任用に対して意見が述べられるという点が、教育現場から強い懸念材料として挙げられました。更に、学校運営協議会に与えられた強い権限は、保護者や地域住民の参加を足踏みさせることにもなりました。

このため、大きな権限を持つ学校運営協議会を置いたモデル的コミュニティ・スクールは長続きせず、現在は、保護者や地域住民らによる学校応援団的な組織として学校運営協議会を位置づけているところがほとんどを占めています。保護者や地域住民が緩やかに協力して学校を支えていくという現行のコミュニティ・スクールのスタイルは、地域とともにある学校を強く印象づけることとなり、コミュニティ・スクールを指定する地方自治体が急増することになったと考えます。

次に、学校評議員との相違点についてですが、学校評議員が校長の求めに応じて、あくまで個人としての意見を述べるのに対して、学校運営協議会は合議制の機関として、主体的に協議を行いながら、学校運営について意見を述べる仕組みであり、学校運営に当たって、校長は学校評議員の意見を参考とするのに対して、学校運営協議会に対しては承認を得なければならない点が大きな違いです。言い換えれば、学校評議員は学校運営に対して権限を持たないのに対し、学校運営協議会は大きな権限を持つと同時に、あわせて責任を負うと言えます。

現在、上川管内では占冠村が、本年5月から村内の小・中学校をコミュニティ・スクールに指定しており、東神楽町におきましても、本年1月に町内の4小学校の指定に至っております。

これまでに先進地の視察は行っておりませんが、北海道教育委員会が主催するコミュニティ・スクール研修会等には毎年参加をしており、導入に至るまでの経緯や導入後の課題などについて調査・分析を行っているところです。

本市におきましては、25年の第2回定例会において、渡辺英次議員の質問にお答えしていませんとおり、これまで地域全体で学校を支援し、地域ぐるみで子供の教育を推進し、地域の教育

力の向上を図る学校支援地域本部事業を重点的に推し進めてきており、地域住民、保護者の皆様の力強い御支援のもと、良質な学校運営ができていたこと、また、前述しましたとおり、教職員の任用に関して意見が述べられることに対し、恣意的な利用がされないかとの学校からの強い懸念があったことから、これまで制度の導入を見合わせてきたところであります。

近年、この教職員の任用に関する部分を外すことで、学校にとっても、また、学校運営協議会に参加する地域住民や保護者にとっても導入へのハードルが下がっておりますが、一方で、事務を担う教職員の負担や協議会に係る経費、更には学校評議員などの既存組織との連携といった課題も残されておりますので、本市におきましては、今後、地域の学校支援体制である学校支援地域本部を軸に、コーディネート機能の充実、活動の総合化を行い、本市の実態に沿った地域学校共同本部の体制を構築することによって、コミュニティ・スクールと連携した学校と地域の効果的な推進体制の確立を目指して、導入に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えます。

以上申し上げまして、答弁いたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

導入に向けてのハードルは非常に下がってきたということで、教育長の答弁では前向きにというお話だったんですけれども、課題は当然、まだまだあるとは思いますが、具体的にいついつまでに、例えば国のほうでは、平成32年までのという形の中でやって、これから努力義務という表現でやりますけれども、具体的にいついつまでに、本市においては導入するのとか、どこにするのかというのがあれば、教えていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 再質問にお答えいたします。

ただいま教育委員会としては、市内の校長会に対しては、導入に向けた検討を開始する、地域とも協議を始めるということで指示をしております。現在の予定では、地域との関連もありますので、29年度ないしは、29年度の準備を経て30年度から導入ということもあろうかと思っておりますが、朝日、上士別、多寄、温根別の4つの地区について、それぞれ先ほど答弁でも申し上げましたとおり、これまで学校支援地域本部という形で学校の支援を行ってきたんですが、それを新たに学校地域共同本部という形に形を変え、小・中学校に一つの、1地区1つの地域共同本部をつくって、そのコーディネート機能とコミュニティ・スクールとが連動して動いていくような仕組みづくりを進めていきたいというふうに考えておりますので、それら4地区については、30年度中にはコミュニティ・スクールという形での運営に踏み切ってまいりたいと。

ただ、市街地の中央地区につきましては、現在、西小学校の統合ということも今進められているところでございますので、市内の学校が小学校2校、中学校2校になった段階で、市内については2つの地域共同推進本部をつくって、それぞれ1つずつの小・中学校と連携していく

という形を、31年あるいは32年の段階までということで、文部科学省は32年までということ
でございますけれども、できれば31年度ぐらいに、全市のコミュニティ・スクール化が完了で
きればというふうに考えているところでございます。

○議長（丹 正臣君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君） もう1点お伺いします。

実は登別の100%導入という話は、道の派遣主事が入っていて、積極的に学校に説明に歩い
た。それから、地域にも説明に歩いて、そして説得をしていって成り立ったという話を聞いた
んですけれども、先ほどの話と同じになるんですけれども、うちとしては、ここ1年間、派遣
はなくなったわけですが、この先派遣を通して、またいろんなことを学ぶことがたくさん
あると思うんですけれども、派遣をお願いしていくという考えはないでしょうか。道から派
遣主事を依頼して、この制度も含めて、いろんなところに積極的にかかわってもらおうとい
う考えはないでしょうか。

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 道からの専門的教育職員の派遣について、再々質問にお答えいたしま
すが、御承知のとおり、つくも青少年の家の開所以来、ずっと派遣社会教育主事が継続をされ
ました。

しかし、3年前の段階で、つくもがあるということでの派遣は、道教委としては無理だとい
うことで、27年までの3カ年の派遣については、士別、剣淵、和寒、3町で共同して、スポー
ツ教育についてのプログラミングづくりを行う。そのための地域の連携のために士別市教育委
員会に籍を置く者を派遣するというのでいただいて、その段階では、あらゆる形を含めて、
それが最後ですと。3年で、また3年ということは絶対にないようにということの、強い道
教委からの話がありました。

ただしそれは、派遣については、派遣社会教育主事をという部分でのお話でしたので、今、
喜多議員からお話のありました点につきまして、何らかの形で、コミュニティ・スクールなり、
地域共同推進本部なり、本当に学校支援地域本部の事業については、先々代の社会教育主事が
しっかりと地域に入って、士別市としては、かなり先進的な取り組みとしてやってきたとい
うこともございますので、地域共同推進本部、そしてコミュニティ・スクールの取り組みにつ
いて、何らかの形で派遣等の道が開けないのかどうか、十分、北海道教育委員会とも協議を
してまいりたいというふうに考えております。

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。御苦勞さまでした。

（午後 2時32分散会）